

主要検討項目について（その2 - 3）

主要検討項目

会社の法的位置付け

各事業会社（特に貯金会社・保険会社）との受
委託関係

第三種・第四種郵便物の提供範囲

平成16年11月19日
内閣官房郵政民営化準備室

目次

	頁
会社の法的位置付け.....	1
各事業会社（特に貯金会社・保険会社）との受委託関係.....	9
第三種・第四種郵便物の提供範囲.....	15

会社の法的位置付け

「郵政民営化の基本方針」(関連部分 (抄))

機能ごとに株式会社を設立

- ・ 4 機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。

持株会社の設立

- ・ 経営の一体性を確保するために、国は、4 事業会社を子会社とする純粋持株会社を設立する。郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。国は、持株会社の発行済み株式総数の 3 分の 1 を超える株式は保有する。

移行期における組織形態

- ・ 国は、日本郵政公社を廃止し、4 事業会社と国が全額株式を保有する純粋持株会社を設立する。設立時期は 2007 年 4 月とする。情報システムの観点からそれが可能かどうかについては、専門家による検討の場を郵政民営化準備室に設置し、年内に結論を得る。窓口ネットワーク会社及び郵便事業会社の株式については、持株会社が全額保有するが、郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する。その際には、新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビューも行う。また、国は、移行期間中に持株会社の株式の売却を開始するが、発行済み株式総数の 3 分の 1 を超える株式は保有する。4 機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。

これまでの有識者会議における関連する議論

持株会社は、特殊会社でいいのではないか。

持株会社についても、まず一般の商法上の株式会社を原則に考えて、それができない場合に特殊会社とするのではないか。

持株会社を特殊会社とする理由が不明確。国の株式保有規定があると特殊会社でなければならない根拠が（前例の有無以外）不明確。

特殊会社の場合「国が必要に応じて貸付金、または補助金による財政的支援を行うことができる」わけで、これに対する一定の歯止めが必要ではないか。

早い段階からビジネスの自立性を高め、イコールフットィングを確保するため、また、一貫性の原則に則り、「商法上の株式会社」を原則とすべきではないか。

特殊会社とする場合には、その理由を明らかにすべきではないか。

窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社すべて商法上の株式会社とすべき。基本的に民営化の主旨にできるだけ沿った方針とすべき。

- ・ 窓口ネットワーク会社の公的な位置づけの根拠が地方公共団体の特定事務受託とあるが、これは必ずしも窓口ネットワーク会社の根幹業務ではない。これを理由に公的位置づけにするというのは本筋を見誤る議論
- ・ 窓口ネットワーク会社の設置基準、努力義務については株式を政府が保有する持株会社が統括することで対応することが可能
- ・ 郵便事業会社はユニバーサルサービス提供義務を負うが、だからといって特殊会社でなければならない理由にはならないのではないか

早い段階からビジネスの自立性を高め、また、一貫性の原則に則り、「商法上の株式会社」を原則とすべきではないか。

窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社すべて商法上の株式会社とすべき。基本的に民営化の主旨にできるだけ沿った方針とすべき。

- ・ 郵便貯金会社、郵便保険会社は民有民営化が明記されており、また段階的な株式売却の可能性を想定してあらかじめ商法上の株式会社としておくことが重要

今回の有識者会議の議論

考え方

有識者の意見

1. 郵政民営化に伴って設立される持株会社、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社の各会社の法的形態は、いずれも商法に基づく株式会社である。

上記の各会社に対して、設立、存続、監督等に関し、政府がどのような関与を行うべきかという観点から、各会社に対する規制等のあり方は決まってくるものであり、特殊会社か一般商法会社かについては、対立的な概念として二者択一を行うべきものではない。

以下は、各会社に対する規制等のあり方を考えるため、典型的な特殊会社についての規制等のあり方を整理したものである。

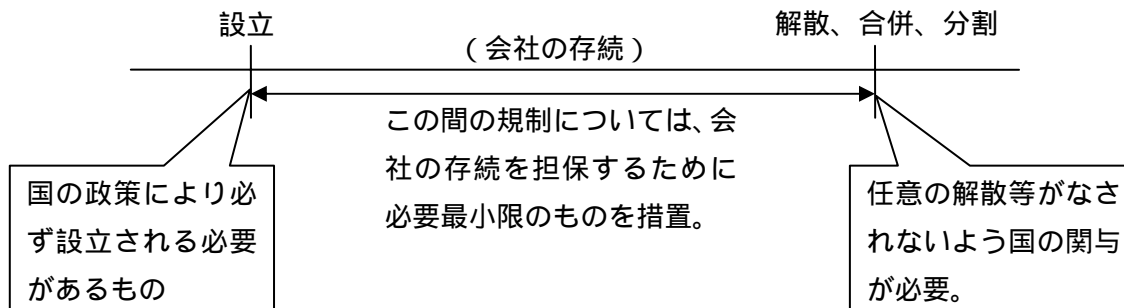
特殊会社の特性

(1) 特殊会社とは、特殊法人のうち、商法上の株式会社であるものをいう。その共通概念の特殊法人とは、「法律により設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く)」(総務省設置法第4条第15号)とされている。この場合、「特別の設立行為」とは「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為をいう」とされている。

特殊会社法においては、一定の政策目的を実施させるために、会社の設立、存続、解散、合併、分割といった組織変更に関する規制が規定さ

れている。それ以外の業務に関する規制については、会社の存続を担保するため必要な範囲で措置されている。

なお、特殊会社である場合、特殊会社でない場合にかかわらず、事業を行うに当たって、一定の公共的観点から規律が必要とされれば、各種事業法（電気事業法、鉄道事業法等）において必要な規律を課すことになる。事業法は、当該事業を実施する限りにおいて一定の規制に服するよう法的に担保するものであり、事業に参入するか否かは事業者の任意。



(2) 事業範囲

本来、一定の政策目的の実現のため国が設立する法人であるので、本来事業に支障が生じないようにするため、事業の範囲を制限する例が多いが、他方で、本来事業への支障可能性を別途の手段（事業計画の認可等）により担保すれば、事業範囲自体には制限を設けないことも可能。

(3) 監督規制

当該会社に事業を適確に行わせ続けることを担保するため、定款の変更、毎年度の事業計画、代表取締役の選定・解職の決議、合併・分割・

解散の決議、新株の発行、重要財産の処分、利益の処分・損失の処理等について認可制を採るものが多いが、その監督規制の内容は会社により様々である。なお、特殊会社も事業法等があればそれに服する株式会社であることは、一般商法会社と同様。

(4) 過去の民営化の事例

国営企業、企業的性格の強い特殊法人が民営化される場合、最近の例では全て一旦特殊会社とされており、その後一部については完全民営化。

(JR東日本の場合)

昭和 62 年 特殊法人である国鉄が特殊会社である JR 東日本を設立

平成 13 年 特殊会社法の適用対象から JR 東日本を削除

平成 14 年 日本鉄道建設公団(*)による保有株式をすべて売却

(*)平成 15 年 10 月 1 日に運輸施設整備事業団と統合し独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構となっている。

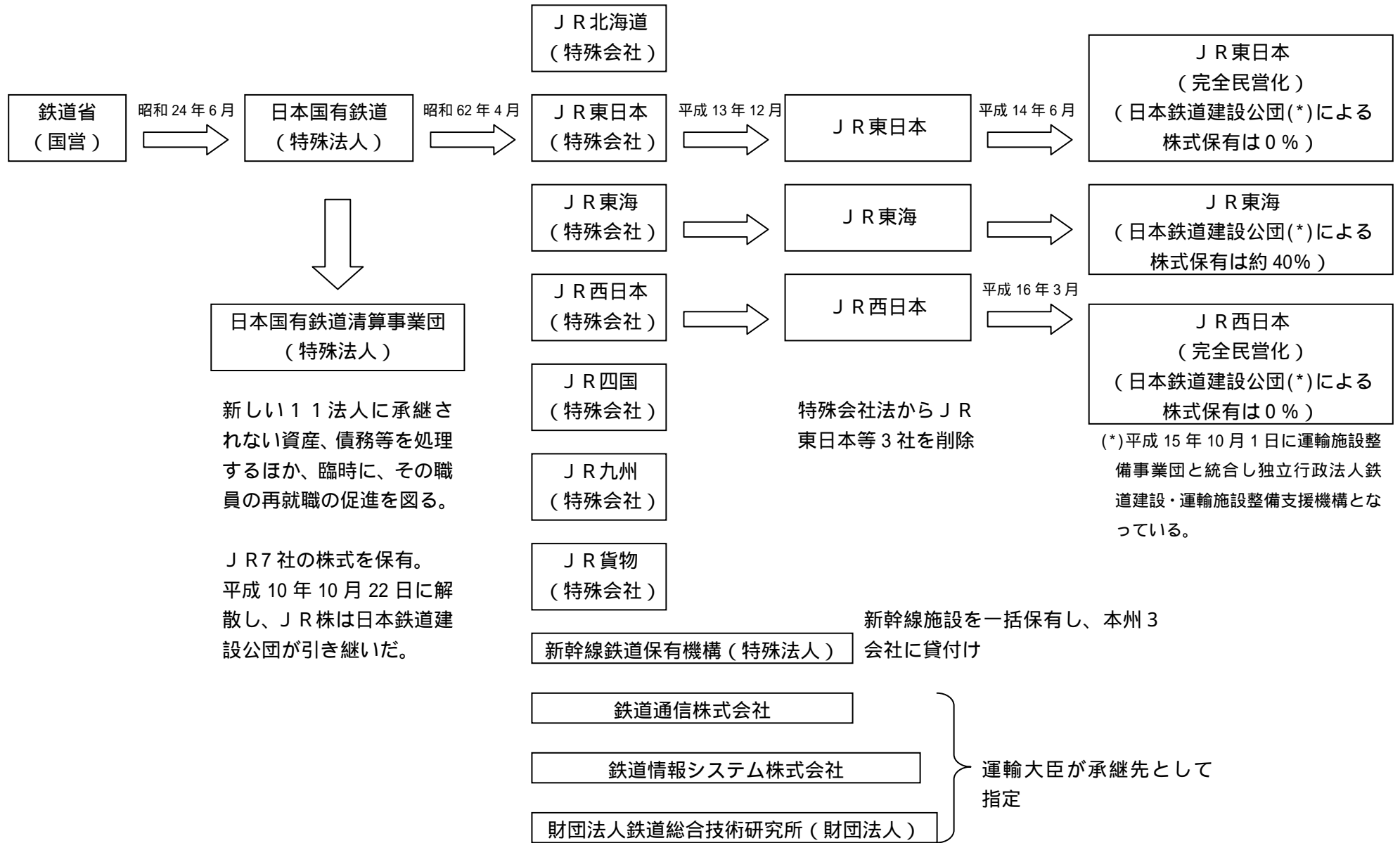
2. 持株会社、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社の各会社に対する規制等のあり方については、基本方針を踏まえ、政府がどのような関与を行うべきかという観点から、法制上の検討を行い、それぞれ最もふさわしい法制上の措置を考えていくこととする。

特殊会社の規制の強弱

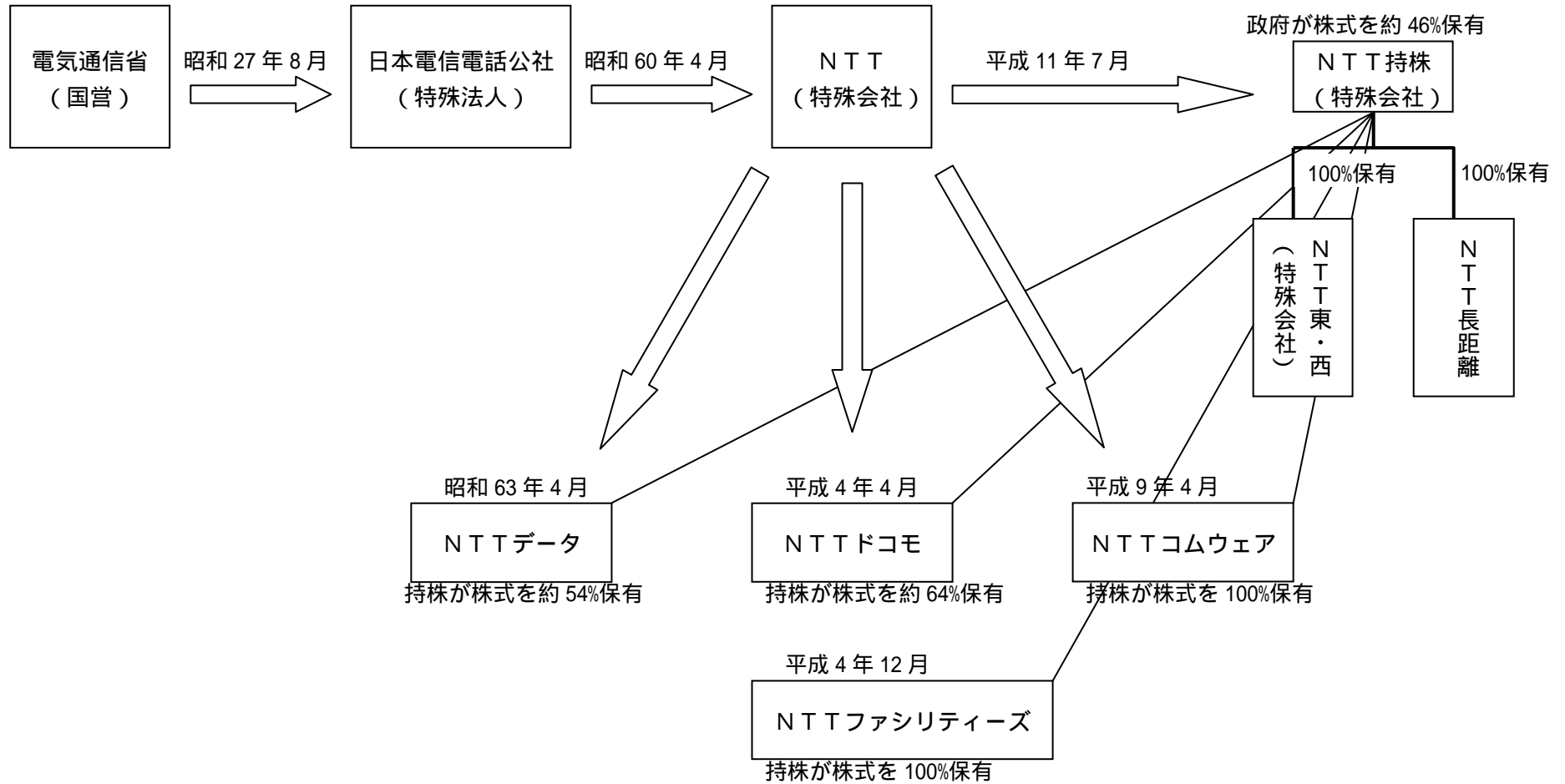
	規制が強い場合	規制が弱い場合
参入	強制設立	
退出 (解散、事業の休廃止)	認可(解散)	
合併、分割等	認可	
事業計画	認可	提出 (東京メトロ)
定款変更	認可	
新株発行	認可	
社債()	認可	- (JT、NTT、環境安全事業、東京メトロ)
長期借入金	認可	- (JT、NTT、東京メトロ)
利益処分	認可	- (NTT東西)
財務諸表	提出	
重要財産の譲渡	認可	- (東京メトロ)
役員規制	選解任の認可	- (NTT東西)
監督命令		
報告徴収		

新株予約権付社債を除く。

J R の例



NTTの例



各事業会社（特に貯金会社・保険会社）との受委託関係

「郵政民営化の基本方針」(関連部分 (抄))

窓口ネットワーク会社

- ・適切な受託料の設定及び新規サービスの提供により、地域の発展に貢献しつつ、収益力の確保を図る。
- ・そのため、郵便、郵便貯金、郵便保険の各事業会社から窓口業務を受託する。

郵便事業会社

- ・従来の郵便事業（窓口業務は窓口ネットワーク会社に委託）に加え、広く国内外の物流事業への進出を可能にする。

郵便貯金会社

- ・民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う（窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託）。

郵便保険会社

- ・民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う（窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託）。

これまでの有識者会議における関連する議論

受委託については当初は法律にしっかり書かないと利用者において不安があるかもしれないが、移行期は持ち株会社があり、実態として業務を確保できると思われるので原則当事者間の自由でよい。

受委託は当事者間の契約の自由に委ねる - 移行期においては郵貯、保険と窓口との間の受委託契約に対して持株会社が最終的に関与することができる。郵貯、保険の民有・民営化の時点で契約の自由が担保されていることが民有化の条件でもある。最終形と合わせた一貫性のある制度が必要

窓口会社が直接他の金融機関と受委託関係を結ぶことが想定されるため、貯金、保険会社が必ず窓口会社と受委託関係を結ぶ必然性は乏しい。

受委託条件については当事者間で協議して合意できなければ持株会社が決めるべき。なるべく自由にするのが基本。

今回の有識者会議の議論

考え方

有識者の意見

各事業会社と窓口ネットワーク会社との間の受委託関係については、

1. 「基本方針」において各事業会社は窓口業務を窓口ネットワーク会社に委託するとともに、窓口ネットワーク会社は各事業会社から窓口業務を受託し、適切な受託料を得ることとされていること。
2. 郵便局の利用者の利便を民営化後も確保（利便性の原則）し、円滑な移行を確保する観点からは、郵便局において引き続き郵便・郵便貯金・郵便保険のサービスが提供されることが重要であること。
3. また、現実的にも、当面、窓口ネットワーク会社の収入のほとんどは各事業会社からの受託収入であり、窓口ネットワーク会社における受託事務の安定的実施を経営的に担保する必要があること。

といった要素を考慮する必要がある一方で、

4. 郵便貯金会社、郵便保険会社とも「民有民営」の方向が明確であり、経営の自由を確保する必要があること。また、両者とも営業網として郵便局ネットワーク以外の代替手段が当面考えにくく、制度的に規律しなくても一定の受委託はなされるのではないかと考えられること。
5. 受託料等の条件について当事者間の利害が対立することも考えられるが、民営化当初は郵便貯金会社・郵便保険会社と

も持株会社の子会社であり、持株会社による調整も期待できること。

も考慮した制度設計が必要と考えられる。

以上のことを踏まえ、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社との受委託関係をどう考えるか。また、民営化を円滑に進める観点から移行期におけるあり方をどう考えるか。

各事業会社との受委託関係（受託料の決定方法等）をどうするか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(1) 窓口ネットワーク会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な受託料の設定及び新規サービスの提供により、地域の発展に貢献しつつ、収益力の確保を図る。 そのため、郵便、郵便貯金、郵便保険の各事業会社から窓口業務を受託する。 <p>(2) 郵便事業会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の郵便事業（窓口業務は窓口ネットワーク会社に委託）に加え、広く国内外の物流事業への進出を可能にする。 <p>(3) 郵便貯金会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う（窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託）。 	<p>(窓口ネットワーク会社と各事業会社との受委託関係)</p> <p>郵便に加え、貯金、保険の窓口業務についても窓口会社に委託され、郵便局における郵便・貯金・保険のサービスが継続されるよう、少なくとも移行期においては、法律上、制度的な担保措置を講ずる。（例えば会社間の受委託規定、契約締結規定を置く。ただし、どの郵便局で取り扱うかは基本的に契約に委ねる）</p> <p>郵便局における貯金・保険サービスの利便性の確保が制度上明らかとなり、利用者に対する説明は容易。</p> <p>移行期に限定した措置と</p>	<p>貯金、保険の窓口業務の受委託は、民営化の趣旨に鑑み、法律上は当事者間の契約の自由に委ねる（移行期は基本的には持株会社の経営判断）。ただし、<u>貯金・保険の窓口業務の窓口ネットワーク会社への委託の実効性を担保するため、少なくとも移行期においては国が株主として関与するほか、監視組織のモニタリングや定款変更等に係る行政の関与が必要か。</u></p> <p>貯金、保険の窓口業務がどこまで委託されるか法文上は明らかでなく、場合によってはサービスの継続性が確保されない。</p> <p>最終形と一貫性のある制度となり、民営化当初</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受委託は原則当事者間の自由であるべき（B案）。 受委託については当初は法律にしっかり書かないと利用者において不安があるかもしれないが、移行期は持ち株会社があり、実態として業務を確保できると思われるのでB案でよい。 受委託は当事者間の契約の自由に委ねる <ul style="list-style-type: none"> 移行期においては郵貯、保険と窓口との間の受委託契約に対して持株会社が最終的に関与することができる。郵貯、保険の民有・民営化の時点で契約の自由が担保されていることが民有化の条件でもある。最終形と合わせた一貫性のある制度が必要 窓口会社が直接他の金融機関と受委託関係を結ぶことが想定されるため、貯金、保険会社が必ず窓口会社と受委託関係を結ぶ必然性は乏しい。

<p>(4) 郵便保険会社 (ア) 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う(窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託)。 	<p>しても、法律に受委託契約締結を担保する措置を規定することは、貯金・保険の各会社に法律によって経営権の制限を課すこととなる。また、移行期と最終形で扱いを異にする場合、予め最終形の扱いを法文に規定する必要。</p> <p>貯金・保険サービスに対する需要(代替的なサービスの利用可能性も考慮)も考慮した窓口(郵便局)の設置基準を設定することとなる。</p>	<p>からの郵便貯金会社、郵便保険会社の自由な経営に資する。</p> <p>窓口ネットワーク会社として必ず行う業務の範囲が狭くなることに伴い、窓口(郵便局)の設置基準にも影響。</p>	
	<p>なお、3事業会社が直営の窓口(支店等)を開設(営業職員を配置)することや、窓口ネットワーク会社以外の第三者に対顧客業務を委託することは認めてよいのではないか。その際、監視組織はどのように関与することとするか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業会社に直営店や第三者への業務委託を認めるに当たっては、監視組織で民間とのイコール・フットイングも考慮すべき。

	<p>(受託料等の受委託条件)</p> <p>受託料等の条件については当事者間の利害が対立する可能性があるため、少なくとも移行期においては、主務大臣の認可、監視組織への付議等の措置を講ずる。(特に、郵便貯金会社・郵便保険会社については、株式売却後は持株会社による調整も利かなくなるため)</p>	<p>民営化の趣旨に鑑み、法律上は当事者間の契約の自由に委ねる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受委託条件については当事者間で協議して合意できなければ持株会社が決めるべき。なるべく自由にするのが基本。
	<p>(注)移行期と最終的な民営化時点のそれぞれで分ける考え方がある。</p>		

第三種・第四種郵便物の提供範囲

「郵政民営化の基本方針」(関連部分(抄))

サービスの提供範囲

- ・ 特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課す。このために必要な制度面での措置は、今後の詳細な制度設計の中で検討する。

これまでの有識者会議における関連する議論

制度ができた時と現在での状況の違いを踏まえた政策目的の妥当性、代替手段の有無を考慮して検討すべき。

例えば、学術刊行物について、インターネットが普及した時代に、料金を特に安くする必要があるか。

盲人用郵便については、きわめて重要で必要性が高い。

基本は自由にして経営の判断に委ねるべき。民営化を期にこれらを経営の判断に委ねるということをまず考え、それから、盲人用など個別のものについて必要性を議論すべき。

盲人用については、企業の社会的責任を果たしていく上での問題という考え方もありうる一方、必要最小限のサービスとしてなんらかの担保が必要という考え方もある。

三種・四種の赤字は小さい額ではない。赤字を補填する必要がないレベルまで下げられるよう、時代の変化に応じて見直し、必要なものは残したとしても、小さくできるところは小さくすることが必要。

今回の有識者会議の議論

考え方

有識者の意見

1. 第三種・第四種郵便物の義務付け範囲

制度ができた時と現在での状況の違いを踏まえた政策目的の妥当性、代替手段の有無等の観点から、個別具体的に義務付けの必要性・範囲を慎重に検討すべきではないか。

(1) 第三種郵便物

ア 制度の意義

- ・新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読料の負担の軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、明治16年に設けられたもの。
- ・新聞紙等の低料扱いについては、第三種郵便物制度ができる前の明治4年に実施。
- ・心身障害者団体発行の低料第三種郵便物については、昭和46年に実施（昭和51年までは身体障害者が対象。）

イ 代替手段の有無

- ・民間メール便の普及により第三種郵便物の対象となる定期刊行物（低料を除く。）について、一部民間メール便を利用しているところがある。

(2) 第四種郵便物

ア 通信教育

(ア) 制度の意義

- ・通信教育は、教育の民主化と機会均等などを保障するものとして、学校教育法等の法令で制度化されていることから、その重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献しようとする観点から、昭和24年に設けられたもの。

(イ) 代替手段の有無

- ・情報化に対応するため、e-ラーニングに関する施策の充実を図っているところであるが、通信教育の受講者には、高齢者等ITを十分に活用できない者も多く、そうした者に配慮する必要がある。

(ウ) 各省庁の意見

- ・通信教育用郵便物は、通信教育を受ける生徒、学生及び受講者の経済的負担を軽減することにより、これらの者の教育・学習の機会をより一層拡大する政策的意義の高いものであり、既存の施策の拡大等による代替も困難である。また、通信教育は、時間的、地理的制約を受けることなく、各人の自発的意志により誰もが自由に利用できるシステムであり、今後も生涯学習の振興に果たす役割は極めて大きい。したがって、従前の第四種郵便物のサービスの枠組みを維持することが必要不可欠である（文部科学省）。

イ 点字・盲人用録音物等

(ア) 制度の意義

- ・盲人が知識又は慰安を得るための点字印刷物及び録音物等の入手に当たって、郵便に依存する度合いが他に比較して高

く、加えてこれらの郵便物は重量が重く料金負担が大きいので、これを無料とすることにより、盲人の福祉の増進する観点から、大正6年に設けられたもの(昭和36年に無料化。)

(イ) 代替手段の有無

- ・インターネットについては、音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、視覚障害者による情報のやり取りが可能となっているところ。

(ウ) 各省庁の意見

- ・第四種郵便物制度導入時から比較すれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいるが、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえず、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できない。従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていないと考える(厚生労働省)。

1 日盲連の実態調査では、晴眼者と同じようにインターネットや電子メールなどを用いている者は、回答者数521人のうち、5%(26人)である。

2 視覚障害者総数30万1千人のうち、60歳以上の者は73.4%(22万1千人)である。(平成13年「身体障害児・者実態調査」より)

ウ 植物種子等

(ア) 制度の意義

- ・農産種苗等の頒布を容易にすることにより農業の生産性向上

に寄与する観点から、明治22年に設けられたもの。

(イ) 代替手段の有無

- ・現在の宅配業の発展に伴う配達方法の多様化等にかんがみれば、仮に本制度が廃止になったとしても、混乱はそれほど生じないと考えられる。

(ウ) 各省庁の意見

- ・現在においても、農業生産の振興という制度の意義は変わらないが、宅配業の発達に伴い、配送方法も多様化してきていること、民間企業に対して法律で特定の支援制度を義務化させるべきではないこと等から、場合によっては制度の廃止もやむを得ないと考える（農林水産省）。

エ 学術刊行物

(ア) 制度の意義

- ・学術研究の振興は、我が国の重要な政策の一つであることにかんがみ、学術に関する団体から発行される学術に関する刊行物の郵送料を軽減することにより、その目的の達成に協力する観点から、昭和41年に設けられたもの。

(イ) 代替手段の有無

- ・近年、海外への情報発信強化のため、学術刊行物を電子ジャーナル化しているところもあるが、多様な形態の学術団体が多数存在する中での一部の学術団体であり、これ以外の大多数の学術団体は依然紙媒体での学術刊行物の発行であると思われる。

(ウ) 各省庁の意見

・学術刊行物を第四種郵便物とする制度は、学術情報への自由なアクセスをできる限り多くの者に保障するとの理念の下、経営基盤の脆弱な我が国の学協会を支援し、学術情報の流通促進において重要な役割を果たしてきた。また、インターネットが普及した今日においても、学術刊行物の大勢は依然として冊子媒体による提供を行っており（我が国において、電子媒体化は、比較的体力のある自然科学系の学術論文誌において進んでいるのみであり、特に第四種郵便物の指定を受けている人文・社会系の学会誌や地方の学会等では未だ冊子媒体によるところがほとんどである。）制度発足当時と大きな状況の変化はなく、本制度の政策的意義は、今日においても大きいものと考えている。したがって、従前の第四種郵便物のサービスの枠組みを維持することが必要不可欠である（文部科学省）。

- ・法律で義務付ける範囲をどのように判断するのか。
- ・どのような形で義務付けるのか。
- ・具体的な料金水準をどうするのか。
- ・時代に応じてその対象を追加・廃止することをどう考えるか。

第三種・第四種郵便物だけでなく、例えば、災害時における救助用郵便物の料金免除などを含めて、現在の公社が果たしている公的な役割をどのような枠組みで郵便事業会社に引き継がせるのか検討すべきではないか。

2. 支援措置

第三種・第四種郵便物を義務付けることに伴う国の支援措置については、

(A案) 政策目的に応じた具体的な措置を引き続き政府全体で議論していく必要があるのではないか。

(B案) 平成15年度における通常郵便物全体の収支は黒字であること、現在でも料金水準については、公社の経営判断である程度決められること、経済財政諮問会議において、谷垣財務大臣から納税者の負担を伴う優遇措置は認めないという姿勢を堅持してほしい旨の意見があること、一般的にも民間企業の社会的責任において障害者等の割引料金等を設定している例があること等を踏まえると、特に支援措置を講じなくても新会社の経営努力の中で吸収していくことが可能ではないか。

【参考1】平成16年11月9日付で日本郵政公社生田総裁から竹中大臣あてに提出された意見(抜粋)

3 郵便事業会社について

(2) その他

政府において、一定の政策目的遂行のために必要なサービスの提供義務を郵便事業会社に課す場合は、これに要するコストを政府において負担すべきものと考えます。

【参考2】平成16年第23回経済財政諮問会議(H16.9.7)における谷垣財務大臣の発言(抜粋)

・ユニバーサルサービスの維持のための優遇措置について、今後の詳細な制度設計については、納税者の負担を伴う優遇措置は認めないという姿勢を堅持していただきたいと思う。

なお、上記B案を採用した場合であっても、盲人用郵便を義務付けることに伴う支援措置については、政府全体で更に検討する必要があるのではないか。

第三種・第四種郵便物の概要

区 別	概 要	目 的	料 金 (最低料金)	第一種郵便物と の料金比較
1 第三種郵便物 (1) 下記以外のもの	<p>一定の条件を具備する定期刊行物であって日本郵政公社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。 (郵便法第23条)</p> <p>月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの等の区別は法律上の区分ではなく、料金表における区分。</p>	<p>新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担の軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、低廉な料金としている。</p>	50gまで 60円	50gまで 120円
(2) 月3回以上発行の新聞紙			50gまで 40円	
(3) 心身障害者団体発行のもの			50gまで 8円	
ア 毎月3回以上発行の新聞紙 イ ア以外のもの			50gまで 15円	
2 第四種郵便物 (1) 通信教育用	<p>法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの。 (郵便法第26条第1項第1号)</p>	<p>教育の普及に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 15円	100gまで 140円
(2) 点字	<p>点字のみを内容とするもの。 (郵便法第26条第1項第2号)</p>	<p>盲人の福祉の増進に資するため、料金を無料としている。</p>	無 料	50gまで 120円
(3) 盲人用録音物等	<p>盲人用録音物又は点字用紙を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設(総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。)において発受するもの。 (郵便法第26条第1項第3号)</p>		無 料	50gまで 120円
(4) 植物種子等	<p>植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。 (郵便法第26条第1項第4号)</p>	<p>農業の生産性向上に資するため、低廉な料金としている。</p>	50gまで 70円	50gまで 120円
(5) 学術刊行物	<p>学術団体がその目的達成のために、年1回以上継続して発行する学術に関する刊行物(総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。)を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。 (郵便法第26条第1項第5号)</p>	<p>学術研究の振興に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 35円	100gまで 140円

第三種・第四種郵便物に関する郵便法の規定

郵便法（昭和22年法律第165号）

第二十三条（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、公社の承認のあるものに限る。

公社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

- 一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追つて定期的に発行するものであること。
 - 二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
 - 三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。
- ・ （略）

第二十六条（第四種郵便物） 次の郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

- 一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物（筆書した書状を内容とするものを除く。）で郵便約款の定めるところにより差し出されるもの
- 二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの
- 三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
- 四 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの
- 五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

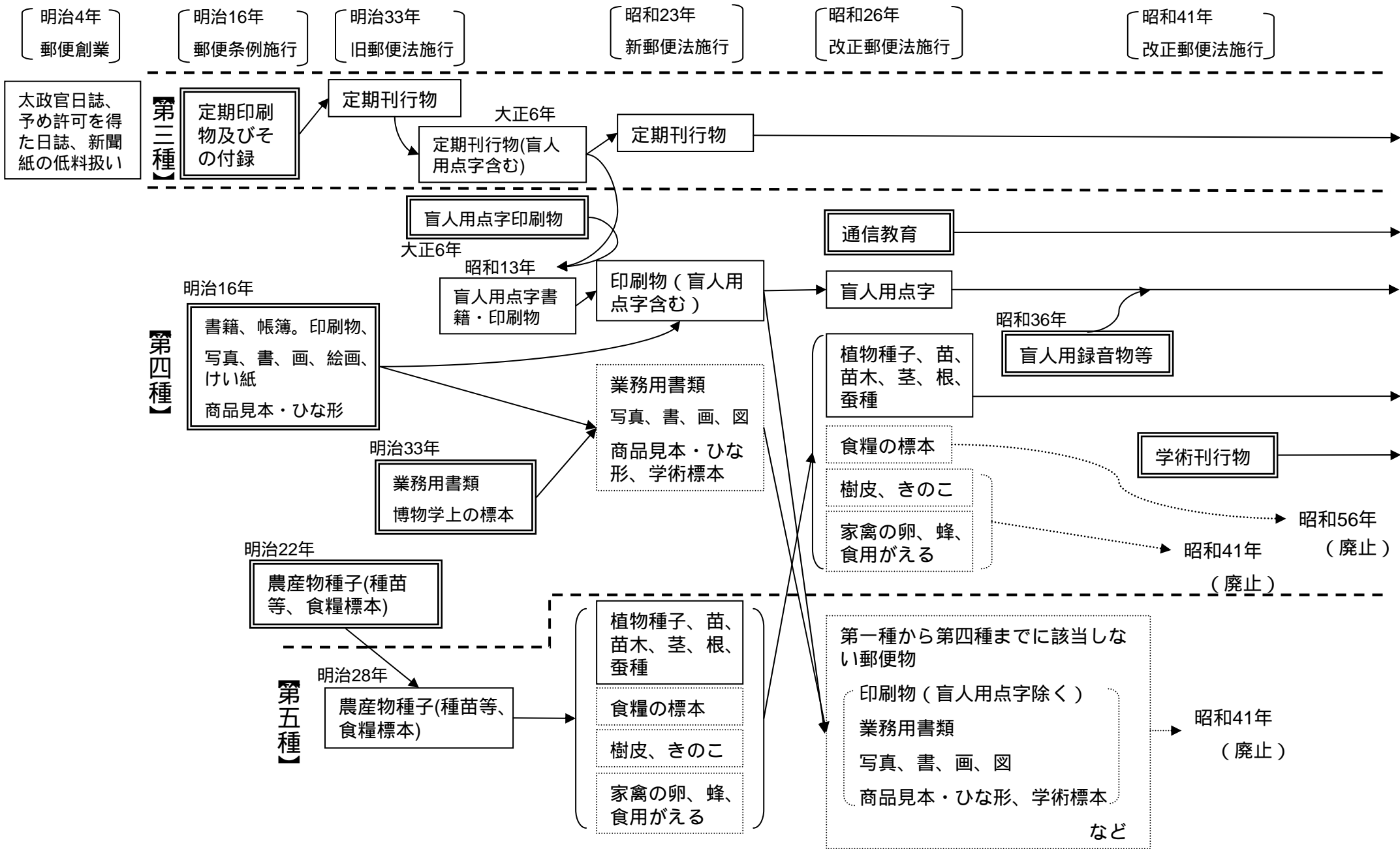
（料金）

第七十五条の二 公社は、郵便に関する料金のうち次に掲げるものを定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 通常郵便物の料金
- 二・三 （略）

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 能率的な経営の下における適正な費用を償うものであること。
 - 二 通常郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（一の郵便局においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）
 - 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第五号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
 - 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
 - 五 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の額が同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - 六 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
 - 七 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 八 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第三種・第四種郵便物の改正経緯



第三種・第四種郵便物の収支・物数

種類別収支

単位: 億円

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
第三種	収入	829	862	782	765	743	667	543	526	443
	費用	1,068	1,100	1,079	1,055	1,040	948	850	795	659
	収支	239	238	297	290	297	281	307	269	216
第四種	収入	18	16	15	15	13	14	20	16	16
	費用	62	58	57	60	61	58	59	57	45
	収支	44	42	42	45	48	44	39	41	30
(参考) 全郵便物計	収入	21,706	22,294	22,162	21,446	21,500	21,427	21,000	20,447	18,814
	費用	20,536	21,331	21,861	21,943	22,014	21,478	20,953	20,657	18,189
	収支	1,170	963	301	497	514	51	47	210	624

(注) 四捨五入のため、計算上、合計は一致しない。

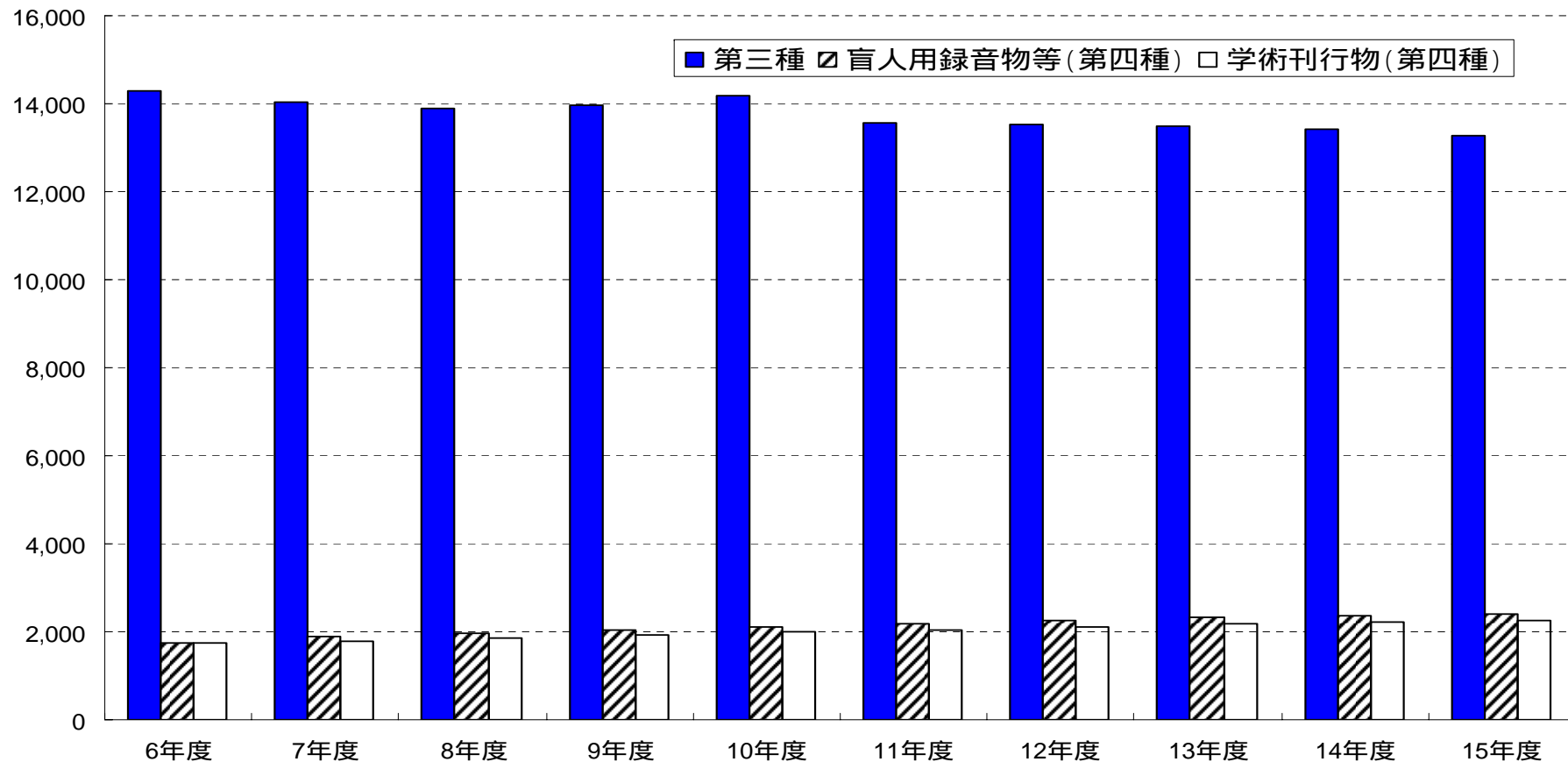
引受物数

単位: 千通

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
第三種		1,269,565	1,247,320	1,197,853	1,154,150	1,122,874	1,086,643	1,040,209	968,880	856,524	
低料	月3回以上	444,463	442,238	410,653	396,440	379,743	361,614	336,300	319,415	305,221	
	心身障害者団体発行	月3回以上	11,575	6,602	18,824	16,239	23,346	49,136	94,559	94,778	62,278
		その他	6,585	6,645	8,598	9,710	9,345	7,814	7,537	14,041	12,000
	その他	806,942	791,835	759,778	731,761	710,440	668,079	601,813	540,646	477,025	
	第四種		39,802	36,633	34,074	36,339	37,275	36,121	37,751	37,130	40,544
通信教育		25,437	23,927	21,673	23,029	24,355	23,316	23,864	23,100	25,880	
点字、盲人用録音物等		3,613	3,726	3,500	3,688	3,645	3,303	3,380	3,531	3,232	
植物種子等		1,920	1,639	1,445	1,717	1,597	1,307	1,356	1,816	1,861	
学術刊行物		8,832	7,341	7,456	7,905	7,678	8,195	9,151	8,683	9,571	

第三種郵便物の承認件数・第四種郵便物の指定件数の推移

件数(年度末現在)



件数(年度末現在)、(指数(6年度 = 100))

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
第三種	14,305 (100)	14,029 (98.1)	13,898 (97.2)	13,958 (97.6)	14,180 (99.1)	13,558 (94.8)	13,515 (94.5)	13,504 (94.4)	13,433 (93.9)	13,280 (92.8)
盲人用録音物等 (第四種)	1,762 (100)	1,881 (106.8)	1,967 (111.6)	2,034 (115.4)	2,109 (119.7)	2,181 (123.8)	2,254 (127.9)	2,324 (131.9)	2,354 (133.6)	2,390 (135.6)
学術刊行物 (第四種)	1,734 (100)	1,791 (103.3)	1,856 (107.0)	1,930 (111.3)	1,999 (115.3)	2,046 (118.0)	2,117 (122.1)	2,176 (125.5)	2,225 (128.3)	2,272 (131.0)

郵政民営化担当大臣又は郵政民営化準備室あて関係団体からの要望の状況(16.11.16 現在)

新聞関係団体（全国）からの要望(14.7.24の要望。現在も同じ姿勢であることについて確認済み)

「低料第三種郵便料金を、現行どおり存続するよう要望いたします。」

「国民が負担する日刊新聞の郵送料は、広く国民に多様な情報を提供することによって、健全な社会の発展に寄与するという公共的な使命から、明治22年以来、一貫して低廉な料金体系が適用されて(います)。」

「なお山間部や離島など一部地域にあっては、戸別配達が可能となるところが残されているのが実情で、当協会加盟新聞社が発行する日刊新聞のうち、各地の販売店から低料第三種郵便料金で毎日郵送されているものは、約10万部前後に達するものと思われます。」

「公職選挙法の選挙報道に関する規定は、重要と考えています。新聞界にとっては、報道の自由に関わる問題です。第三種郵便の規定は、私たちにとって根本規定の一つと認識しています。」

専門新聞関係団体（全国）からの要望(16.11.16)

「1. 第三種・第四種郵便を存続させ、法律として明文化していただきたい。2. 割引内容は、現行水準を維持していただきたい。3. 割引制度については、将来にわたって継続していただきたい。」

「第三種・第四種郵便廃止には、(1)専門紙・機関紙の発行が困難に陥る(日刊紙と異なり直販で、構造的に印刷代・搬送費が大きな割合)(2)国民文化の普及・向上が広く行われなくなる(専門紙の公共的使命の達成を阻害しかねず、また、新たなメディア規制に繋がる恐れ)(3)国民の知る権利を奪い、地方の切捨てに繋がる(専門紙には、都会と地方を分かつことなく、読者の知る権利に応えていく使命)との問題点がある。」

視力障害者関係団体（東京）からの要望(16.8.12)

「『盲人用点字郵便物など特定の郵便物の料金に対して適用されている軽減料金や無料制度の義務化を撤廃する方向で検討に入った』の報道があり、多くの視覚障害者から不安と危惧の声が当会にも寄せられています。」

「以下のことに務めていただきますよう心から要請いたします。1. 点字などの盲人用無料郵送制度を継続してください。2. 第三種郵便の減額制度を継続してください。3. 大活字図書などを軽減料金制度の対象にしてください。」

障害者関係3団体（全国）からの共同要望(16.10.8)

「(公社化の際)私どもは、『団体活動への影響』とともに、『障害者の情報入手と社会参加に関わる重大な問題』として、繰り返し要請を行いました。」

「 1 . 第三種・第四種郵便制度を存続してください。 2 . 第三種・第四種郵便制度の実施を義務づける規定を法案に盛り込んでください。 3 . 盲人用点字及び録音物等郵便の無料規定を法案に明記してください。 4 . 郵便料金の値上げや、第三種・第四種郵便の適用範囲の縮小など、郵便事業における各種サービス水準が低下しないよう、手だてを講じてください。」

官公系労組（全国）からの要望(16.10.12) 、女性関係団体（全国）からの要望(16.11.4)、障害者関係団体（全国）等 1 , 2 7 0 団体からの共同要望(16.11.5)

「第三種・第四種郵便は私たち団体にとってなくてはならない制度であり、この制度によって私たちの団体活動が成り立っています。また障害者を結ぶ機関紙にも困難をもたらし、特に無料制度によって守られている盲人関連の無料制度廃止がされることは、視力障害者の生活を脅かす重大な問題です。」

「 1 . ユニバーサルサービスの大切な柱として第三種・第四種郵便制度の継続を求めます。 2 . 第三種・第四種制度が義務づけられるよう法案の中に明記していただきたい。 3 . 盲人関連郵便物の無料制度を法案に明記していただきたい。 4 . 新たな郵便事業でサービス低下することのないようにされたい。 5 . 新たな郵便事業で第三種・第四種郵便の大幅値上げはやめていただきたい。」

障害者関係団体 1 1 団体（全国）からの共同要望(16.10.13)

「障害者団体が発行する第三種並びに第四種郵便の認可を受けた定期刊行物に対する減免制度につきましては、自主財源の乏しい障害者団体等の社会啓発活動や会員相互のコミュニケーション及び各種情報の伝達、入手手段として、極めて重要な役割を果たしています。」

「また、障害者政策におけるバリアフリー施策の流れにも逆行し、障害者基本法が定める『障害者の自立と社会参加』を阻害する新たな情報バリアにもなりかねません。」

「障害者に対する第三種並びに第四種郵便物の料金減免制度については、郵政事業の民営化の是非に関わらず、将来にわたって存続していただきたい。」

通信教育関係団体（全国）からの要望(16.11.12)

「長年にわたったこうした国民に向けた強力な教育進行及び支援策を中止することは、 広く学ぶ国民への支援策・特典が失われ個人負担が増加する 学ぶ国民への支援策が廃止されたという脱力感による学習意欲喪失につながり、生涯学習社会に与える影響は多大である 通信教育諸団体の経営面に与える影響面は極めて大きい。特に、文部科学省認定通信教育の唯一のよりどころでもある。」

「この制度が人をつくり、国をつくるものだということを申し添え、以上、第四種郵便物に関する存続と継続について、取り急ぎ強く要望いたします。」

郵便事業において現在行っている公共的なサービス

(第三種・第四種郵便物、特殊取扱を除く。)

施策名	内容	根拠規定
被災者に対する郵便葉書等の無償交付	<p>天災その他非常の災害があった場合、被災者()への郵便葉書等の無償交付(被災者1世帯につき郵便葉書5枚、郵便書簡1枚以内)を行うもの。</p> <p>対象者は、郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)において、災害救助法第2条に規定する被救助者であって、収容施設(応急仮設施設を除く。)又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与の救助を受けるものとしているところ。</p>	<p>郵便法(昭和22年法律第165号) 第19条の2(郵便葉書の無償交付等) 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者(法人を除く。以下この条において同じ。)に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除<u>することができる。</u></p>
被災者が差し出す郵便物の料金免除	<p>天災その他非常の災害があつた場合であつて、必要があると認めるとき()は、被災者が差し出す通常郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)免除を行うもの。</p> <p>公社の運用上、災害救助法が適用された場合としているところ。</p>	<p>郵便法(昭和22年法律第165号) 第19条の2(郵便葉書の無償交付等) 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者(法人を除く。以下この条において同じ。)に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除<u>することができる。</u></p>
救助用の郵便物の料金免除	<p>天災その他非常の災害があつた場合であつて、必要があると認めるとき()は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救援用物資を内容とする郵便物(現金書留及び小包)の料金免除を行うもの。</p> <p>公社の運用上、災害救助法が適用された場合としているところ。</p>	<p>郵便法(昭和22年法律第165号) 第20条(救助用の郵便物等の料金の免除) 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除<u>することができる。</u></p>
社会福祉事業のための寄附金を内容とする現金書留通常郵便物の料金免除	<p>社会福祉の増進を目的とする事業を行う共同募金会、共同募金連合会、日本赤十字社等の法人又は団体にあてた寄附金をないようとする現金書留通常郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)免除を行うもの。</p>	<p>郵便法(昭和22年法律第165号) 第20条(救助用の郵便物等の料金の免除) 総務大臣は、総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除<u>することができる。</u></p>

【参 考】

施 策 名	内 容	根 拠 規 定
寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分	寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金を、社会福祉の増進を目的とする事業をはじめ、青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業等、10の事業を行う団体に配分するほか（平成16年は約10.8億円を340団体に配分）被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業を行う団体への寄附を目的とした寄附金付郵便切手を発行し、寄附金の配分を行う。	<p>お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号） （寄附金付郵便葉書等の発行） 第5条 公社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉の増進を目的とする事業 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学的研究、治療又は予防を行う事業 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 六 文化財の保護を行う事業 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業
ひまわりサービス	地方自治体、社会福祉協議会等と協力し、生活用品等の注文受付・配達、小学生等からの定期的な励ましのメッセージの配達、外務職員による励ましの声かけ及び郵便物の集荷サービスを行う（平成16年3月末現在210市町村で実施）。	（なし）
高齢者への生活状況確認	郵便外務職員が高齢者等の生活状況を記録表により定期的に確認し、異常の有無に関わらず地方公共団体に報告する（平成16年3月末現在21市町村）。	（なし）
廃棄物の不法投棄に関する情報提供	郵便外務職員が地方公共団体から指定された監視場所を定期的に点検し、不法投棄を発見した場合に地方公共団体に報告する（平成16年3月末現在6町村）。	（なし）
心身障害者のための郵便葉書の無償交付	重度の身体障害者及び重度の知的障害者で希望する方に、通常葉書（通称：青い鳥葉書）20枚を無償で交付するもの。	（なし）

主要国における郵便の政策料金

国名	種別	根拠等	備考
米 国 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期刊行物及び新聞(年4回以上発行のもの) ・ 通常よりも低料金の定期刊行物 <ul style="list-style-type: none"> - 非営利団体が発行するもの又は当該団体向けのもの - 学級又は宗教教室向けのもの ・ 学校、図書館、博物館等との間の図書、録音物等 	内国郵便マニュアル(USPSが決定) 非営利団体とは、次の団体を指す <ul style="list-style-type: none"> - 宗教、教育、科学、慈善、農業、労働、退役軍人、友愛団体 	
	盲人用(無料)	合衆国法典第39編第3403条及び第3404条	盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補助金あり(48百万ドル:2002年度)
	不在者投票(無料)	合衆国法典第39編第3406条	
カナダ (注2)	議会用(無料)	カナダ郵便公社法第35条	議会用郵便、盲人用郵便及び北部遠隔地域郵便に対する補助金あり(49百万カナダドル:2002年度)
	盲人用(無料)	カナダ郵便公社法第19条	
	北部遠隔地域あて	(関係省庁との協定)	
フランス (注3)	定期刊行物及び新聞(四半期に1回以上発行のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便電気通信法典D第18条及びD第19条 ・ 計画契約(国とラ・ポストの契約)により提供を義務付け 	定期刊行物及び新聞に対する補助金あり(290百万ユーロ:2002年度)
	盲人用(無料)	郵便電気通信法典D第33条	
イギリス	盲人用(無料)	郵便会社に対する免許状:条件6	
ドイツ	盲人用(無料)	(法令の規定なし)	
日 本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期刊行物(年4回以上発行のもの) ・ 通常よりも低料金の定期刊行物 <ul style="list-style-type: none"> - 月3回以上発行する新聞 - 心身障害者団体の月3回以上発行する新聞 - 心身障害者団体の発行する上記以外のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便法第23条 ・ 郵便法施行規則第7条 ・ 内国郵便約款料金表第4表 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育用 ・ 盲人用(無料) ・ 植物種子等 ・ 学術刊行物 	郵便法第26条	

他業種における障害者に対する料金割引の例

種 類	内 容		備 考
	条 件	料 金	
J R (旅客運賃割引)	第1・2種身体障害者(知的障害者)と介護者が乗車 区間制限なし	本人・介護者1人ともに50%割引	法的義務なし 運輸省からの要請。国鉄時代には、介護者同行の場合の割引について、国有鉄道運賃法で義務付け。 窓口にて手帳を提示
	第1・2種身体障害者(知的障害者)が単独で片道101 km以上乗車	本人のみ50%割引	
航 空 (旅客運賃割引)	第1種身体障害者(知的障害者)と介護者が利用	本人・介護者1人ともに割引	法的義務なし 運輸省からの要請。 窓口にて手帳を提示
	第1・2種身体障害者(知的障害者)が単独で利用	本人のみ割引	
有料道路 (通行料金割引)	身体障害者が自ら自動車を運転 又は重度身体障害者(知的障害者)が乗車し介護者が自 動車を運転	50%割引	法的義務なし 道路審議会答申での提言(H4)。 料金所にて手帳を提示 日本道路公団における障害者割引による減収額98億円/料金収入2兆800億円(平成13年度)【日本道路公団経営改善委員会(14.11.19)議事録より】
NHK (受信料免除)	身体障害者を有し一定の生活状態以下の世帯 又は重度知的障害者を有し全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除	法的義務なし 市町村長又は福祉事務所長の証明
NTT (無料番号案内)	身体障害者、知的障害者、精神障害者	無料	法的義務なし NTTに事前申込み

関係省庁の支援措置

	関係省庁	支援措置	平成16年度予算額
通信教育	文部科学省	「社会通信教育の振興に必要な経費」 通信教育課程の充実、受講者研究集会の開催、普及資料の作成及び調査研究	1,451万円
		「学校教育設備整備費等補助金」(定時制高等学校等設備整備費等) 公立高等学校の通信教育の運営等に要する経費の一部を当該学校の設置者に対して補助	4,461万円
		「高等学校定時制及び通信制教育振興奨励費補助金」 経済的理由により修学が困難な生徒に対する、通信制課程等への修学奨励費の貸与	7億2,241万円
盲人用点字・録音物	厚生労働省	「点字図書貸出等委託費」 点字図書事業(点字図書の製作・貸出し) 声の図書事業(声の図書の製作・貸出し) 点字誌発行事業(点字誌を発行し、国政その他公的な情報等を提供) 録音広報発行事業(点字を判読できない視覚障害者に対して「声の広報」を提供)	1億3,172万円
		「高度情報通信福祉事業費」 点字図書情報ネットワーク事業(インターネットを活用し、視覚障害者が自宅に居ながらにして全国の点字図書館の蔵書、製作中の図書の検索及び貸出予約等を行うことを可能とする点字図書情報ネットワークの運営) 点字ニュース即時提供事業(視覚障害者に対し、日々の新聞ニュースを点字データ等によりインターネット配信)	8,602万円
植物種子等	農林水産省	直接に植物種子等の輸送費に係るような支援措置はない。	-
学術刊行物	文部科学省	「科学研究費補助金(研究成果公開促進費)」の種目に「学術定期刊行物」を設け助成。 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制により査読された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する学術誌への助成(補助対象経費: 直接出版費のうち、組版代・製版代・刷版代・印刷代・用紙代・製本代。 欧文校閲費。 閲読審査等を海外のレフェリーへ依頼する際の往復郵送料。)	8億8,400万円